

# バリアドリード論戦期におけるラス・カサスの布教論 —— “*Compelle intrare*” (「ルカによる福音書」14:23) の解釈を中心に——

青野和彦

キーワード：バリアドリード論戦, 「大宴会の譬え」, “*compelle intrare*”, 内的/外的強制, 征服戦争, 偶像崇拜, 人身犠牲, 自然奴隷, 改宗, 神の恩寵と霊的照らし, 「贈与大教書」, 神の摂理, 平和的布教, 信仰への選択権

## 1. 序論

### 1.1. 研究目的と論戦の経緯

ドミニコ会士ラス・カサス (Bartolomé de Las Casas, 1484–1566) はスペインのバリアドリード審議会 (Junta de Valladolid, 1550–51) において人文学者セプールベダ (Juan Ginés de Sepúlveda, c. 1489–1573) と論戦 (1550年) を展開した。本稿の目的は、論戦期におけるラス・カサスの布教論を解明することにある。そこでは、論戦時を中心に彼がインディアス<sup>(1)</sup>の布教や論戦に関する数々の著作を執筆した前後の時期も射程に入れたい。

バリアドリード審議会はスペイン国王カルロス1世 (Carlos I, 在1516–56) によって召集された。その目的はローマ教皇アレクサンデル6世 (Alexander VI, 在1492–1503) が発布した「贈与大教書」 (*Inter Caetera*, 1493) に則るキリスト教の布教方法の法制化とインディアスの先住民 (indígenas) を服従させる方法の検討にあった。スペインの歴史家レメサルによると、審議会はインディアス枢機会議やカスティーリャ会議の議員、神学者と法学者の計14名で構成され、ラス・カサスとセプールベダも召集された。当初の審議の目的は前述の検討にあったが、焦点は両者の主張によって布教に先行する征服戦争の是非へ移ることになる。

続いて論戦の経緯を述べる。そこでは最初にセプールベダが征服戦争とそれを前提とする布教を正当化するための4つの理由を提示した。議員の一人神学者ソト (Domingo de Soto, 1494–1560) が議会の委任を受けて作成した『論戦概要』 (*Sumario*, 1552) によると、その骨子は、①先住民の偶像崇拜や自然に反する罪の重大性、②キリスト教信仰の流布、③人身犠牲 (供犠) からの先住民の保護、④先住民の性質の粗野さ、となる<sup>(3)</sup>。キリスト教の布教との関連で言えば、セプールベダは①の理由

を説明する際、「ルカによる福音書」14:16–23の「大宴会の譬え」で語られる「通りや小道に出て行き、無理にでも人々を連れて来て、この家をいっぱいにしてくれ」 (14:23) というキリストの言葉を引用した。この「入るよう強制しなさい」 (以下, “*compelle intrare*”) は、古代末期の教父アウグスティヌス (Aurelius Augustinus) が異端を論駁する際に既に引用した言葉であるが、中世期のヨーロッパ世界ではキリスト教の周辺地域に住む異教徒を軍事力によって改宗させる原理へと変容していった。セプールベダは先住民のキリスト教への強制的改宗化を指してその聖句を用いたと考えられる。続いてラス・カサスが出頭し、『インディオの敵を論駁す』 (*Apología contra los adversarios de los indios*, 1551, 以下、『論駁』) を用いて持論を5日間開陳した。彼はセプールベダの主張に逐一反論する過程で前述の聖句に言及した。なお、第2回審議会 (1551年) ではセプールベダのみが出頭し、「贈与大教書」に関する自説を述べ、前述の4つの理由を再提示した。審議会は両名の論点を検討したものの、結果的に勝者を決定せず、明確な方針も打ち出さなかった。議事録が残存しないためその事情は詳らかではない。

特に論戦の経緯から、セプールベダが提起した改宗化の理論に対抗するため、ラス・カサスは論戦で “*compelle intrare*” を解釈し、自身の布教論を表明したことが看取される。それゆえ、本稿の主題を考察する上でその解釈に着目する必要がある。

### 1.2. 問題の所在と研究方法

管見の限りではあるが、ラス・カサスの先の解釈を論じた著名な先行研究は散見される。言語圏別に分類すると、西語圏ではセプールベダの研究者ロサダ<sup>(5)</sup>、スペインのドミニコ会士エルナンデス<sup>(6)</sup>、同修道会士バレダ<sup>(7)</sup>、英語

所属：玉川大学リベラルアーツ学部リベラルアーツ学科

圏では米国のラテン・アメリカの歴史学者ハンケ<sup>(8)</sup>そして本邦のラテン・アメリカの歴史学者染田<sup>(9)</sup>の研究がある。彼らはバリアドリード審議会におけるラス・カサスとセプールベダの思想の分析(ロサダ, エルナンデス, 染田), ラス・カサスの『すべての人々を真の宗教に導くための唯一の方法について』(*De unico vocationis modo omnium gentium ad veram religionem*, 1942, 以下, 『布教論』)に見られる布教理念(バレダ), 先住民の知的, 宗教的能力に関する両者の論争の研究(ハンケ)という文脈の中で前述の解釈に言及する。

特に彼らはソトの『論戦概要』やラス・カサスの『新世界の民を弁ずる書』(*Adversus persecutores et calumniatores novi orbis ad oceanum reperti*, 1552-3)を参考に, ラス・カサスの“*compelle intrare*”の解釈を述べる。つまり, それは未信者に対する「説得による強制」と異端者に対する「身体的暴力」(ロサダ)<sup>(11)</sup>, 「内的強制」・「憐れみ深い強制」と「身体的暴力・戦争」(エルナンデス)<sup>(12)</sup>となる。さらに, 「信仰の強制」と「内的で霊的な説得」(ハンケ)<sup>(13)</sup>, 「戦争による外的強制」と「神の靈感や天使達の働きを介する内的強制」(バレダ)<sup>(14)</sup>, 「強制的信仰の受容」と「人や天使達の働きを介して知的に動かす神の働き」(染田)<sup>(15)</sup>となる。

要約すると, 研究者達はラス・カサスが“*compelle intrare*”を「外的強制」(*compulsión exterior*)と「内的強制」(*compulsión interior*)という2つの意味をもつものとして捉え, 異端者と未信者に使い分けたと解釈する点で概ね一致する。但し, それらは前述の各々の主題を論考する過程でラス・カサスの解釈を断片的に扱う内容にとどまる。それゆえ, 論戦期を中心としたラス・カサスの一次資料の解釈, また彼が典拠とする神学思想も参考に本稿のテーマを検討する必要がある。さらに, 彼の布教理論の特徴と思想的意義を解明する課題も残る。

そこで, 本稿では前記の問題を考察するために次の方法を用いる。第一に, セプールベダがバリアドリード審議会以前に執筆した著作を手がかりに彼が解釈したする“*compelle intrare*”の特徴を探る。つまり, 一次資料には, セプールベダが審議会時に前記の4つの理由の論拠とした『第二のデモクラテス, 戦争の正しい原因に関する対話』(*Dialogus, qui inscribitur Democrates secundus de Iustis Belli Causis*, c. 1545)及び『正当戦争の原因を論じた作品を弁ずるヨハネス・ヒネス・セプールベダの書』(*Apologia, Ioannis Genessi Sepúlveda pro libro de iustis belli causis*, 1550, 以下, 『アポロギア』)を用いる。

第二に, ソトの『論戦概要』及びラス・カサスの著作

に見られる“*compelle intrare*”の言説を讀解し, そこから先行研究が指摘する二通りの「強制」の意味を解釈する。その際, 前記の『論駁』が現存しないため, ラス・カサスが審議会休会後と閉会後に執筆した次の著作を参考にする。つまり, 『新世界の民を弁ずる書』と『バリアドリード論戦録』(*Aquí se contiene una disputa o controversia entre el obispo don Fray Bartolomé de las Casas[...] y el doctor Ginés de Sepúlveda, cronista del emperador*, 1552)である。

第三に, “*compelle intrare*”に関するラス・カサスの解釈を①セプールベダの解釈, ②インディアス布教へのラス・カサスの視座, ③同時代のサラマンカ学派の神学者ソトとピトリア(Francisco de Vitoria, 1486-1546)の「強制」に関する言説と検討する。さらにそこから, ラス・カサスが理解する「強制」の特徴を分析する。最後に, それを手がかりに前述の問題を解明し, 論戦期における彼の布教論に1つの視点を示したい。

## 2. セプールベダの“*compelle intrare*”解釈

### 2.1. 『第二のデモクラテス』に見られる言説

セプールベダはイタリアのボローニャ大学での留学と滞在を経て1541年スペインに帰国し, 1542年皇太子フェリペ2世(Felipe II, 1556-98)のラテン語教育を担当した。その後, 彼はインディアス問題に関心をもち, スペインの征服戦争を正当化する『第二のデモクラテス』を執筆した。ここではまず, 彼がその著作において“*compelle intrare*”に言及する文脈を確認する。彼はその第1部で, インディアス先住民に対する戦争が正当となる理由を4つ示す。それらは, ①戦争の正当な目的, ②奪われた戦利品の奪還, ③不正に対する処罰, ④バリアドリード審議会が提示した, 征服戦争が正当となる前述の4つの理由, である。彼が“*compelle intrare*”に言及するのは④の文脈である。つまり, 彼はまず「目的は手段を正当化できる」というアキナス(Thomas Aquinas)の言説を引用して征服戦争を支持する。次に, 彼は効果的かつ安全に布教を展開するための手段として偶像崇拜者に対する征服戦争の必要性も説く<sup>(17)</sup>。その文脈の中でセプールベダは先住民に対する戦争の正当性を論証する際, 前述の「大宴会の譬え」を用い, 2つの箇所で“*compelle intrare*”に言及する。

次に, その言説に注目する。1つ目の箇所で, 彼はアウグスティヌスの教説に従い, キリスト教の未信者に対する“*compelle intrare*”を次のように解釈する。つまり,

「大宴会の譬え」に示される、主人（神）から権力を与えられた教会は、発展段階にある使徒達の時代の教会から未信者を力で強制できるほどのものへと発展・成長してきた。カトリック教会は現在、後者の状態にあるゆえ、未信者を正義とキリスト教という善へ強制的に服従させる権限をもつ<sup>(18)</sup>。また、セプールベダは1522年に修道士とスペイン人達が現ベネズエラのカリブ海沿岸地方で先住民達によって惨殺された事例を挙げ、軍隊を随行しない布教の脆弱性を指摘する<sup>(19)</sup>。さらに、彼はアウグスティヌスの「ウ（ヴ）インケンティウス宛書簡」(*Epistola ad Vincenti*)を引用し、布教の際、勧告に加えて、スペイン軍の威嚇によって先住民に恐怖心を植え付ける必要性も示す。なぜなら、セプールベダは恐怖心が先住民の陋習の絆を断ち切り、結果的に、彼らの救霊が確実に達成されると考えるからである<sup>(20)</sup>。

2つ目の箇所では、セプールベダは異教徒も異端者と同様、「大宴会」への参加義務があると述べる。むしろ、彼は“*compelle intrare*”の対象が異教徒にこそ適用されるべきだと考える。なぜなら、それが語られた時代には異端者はまだ存在しなかったからである。また、彼はその聖句に示される福音の宴会が最初ユダヤ人のために準備されたが、彼らが参加を拒んだため、異教徒が連れてこられた点も理由に挙げる<sup>(21)</sup>。

## 2.2. 『アポロギア』に見られる言説

続いて、『アポロギア』の文脈と言説に注目する。セプールベダはその第1部で先住民のキリスト教徒への従属を正当化するため、バリャドリッド審議会で提示した前述の4つの理由を説明する。彼は『第二のデモクラテス』と同様、先住民に対する布教の観点からも征服戦争を必要と考え、その文脈の中で“*compelle intrare*”を次のように述べる。つまり、故意に、あるいは無意識の状態でもひたすら破滅の道に進む人々を矯正し、救霊へ導くのはキリスト教徒の義務である。そして、キリスト教徒がその義務を履行するためには、2つの方法、つまり説論による方法と武力を用いて罰への恐怖心を懐かせる方法がある。これらの方法はアウグスティヌスが説いたように、「大宴会の譬え」に従って実行されてきた。また、セプールベダは信仰を強制すべきではないと定めた第4回トレド公会議や教会法に従って、説論による方法も一応尊重する。しかし、彼は第二の方法こそが“*compelle intrare*”の掟に則る適切な方法であると述べる。さらに、彼はそれが異端者のみならず、異教徒にも適用できることをエウセビオス（Eusebios）の『教会史』(*Historia*

*Ecclesiastica*)、ヒエロニムス（Hieronymus）の『年代記』(*Chronicon*)、教皇グレゴリウス1世（Gregorius I）そして皇帝コンスタンティヌス1世（Constantinus I）の書簡からも傍証する。その際、セプールベダは特に第二の方法が先住民による布教妨害や異教の偶像崇拜への回帰や宣教師達殺害の危険性を予防できる利点をもつことも指摘する。逆に、彼は説教だけで先住民を改宗させるためには300年以上かかると述べる<sup>(23)</sup>。要するに、彼はラス・カサスが主張するような説論にのみ頼る方法を疑問視したのである。

## 2.3. セプールベダの“*compelle intrare*”解釈

以上の言説から、確かに、セプールベダはキリスト教の説論による強制の重要性を認めたことがわかる。しかし、彼はそれ以上に先住民がスペイン軍の降伏勧告を拒否した場合の懲罰や、偶像崇拜や人身犠牲などの習慣を撲滅するための戦争の必要性を強調する。また、彼は布教を推進するための予防手段としての征服戦争も支持したことも明らかになる。

さらに、セプールベダの観点を彼が主要な根拠とするアウグスティヌスの“*compelle intrare*”の解釈と検討する。アウグスティヌスは『手紙』（『ドナトゥス派の矯正について』、*De correctione Donatistarum*）第185の第6章第22-24において、カトリック教会の権力行使の目的をドナトゥス派に対する教会への復帰に限定した。また、彼はそのような強制的措置を、パウロを回心させたキリストの行為に倣うものとして捉える<sup>(25)</sup>。彼はその必要性を同じ『手紙』第6章第22、23でキリストがパウロを言葉だけではなく力によって彼を投げ倒し、回心させた聖書の記事や羊を鞭で打って檻に連れ戻す羊飼いの比喩からも引証する<sup>(26)</sup>。また、アウグスティヌスは『書簡』第93の「ウインケンティウス宛書簡」第5章第16の中で肝心なのは強制されていることが善なのか、悪なのかを吟味することだと述べる。また、人は損害に対する恐怖心を懐いて自分の敵意に満ちた偏見を棄てるよう、あるいは以前無視していた真理を吟味するよう強制される。そして、人はそのような恐怖心によって固執した誤りを棄て、以前知らなかった真理を求めるようになる。但し、「ルカ福音書」の“*compelle intrare*”は愛から発出する強制である<sup>(28)</sup>ため、その発動はドナトゥス派を愛情深くカトリック教会に改宗（復帰）させるためのものでなければならない。これらの言説から、アウグスティヌスは戦争による懲罰を最終目的とは考えず、ドナトゥス派との平和的解決を目指したことが読み取られる。

一方、セプールベダは国家の介入を最終手段としながらも、アウグスティヌスとは対照的に“*compelle intrare*”の適用範囲を先住民まで拡げた。なお、山内が指摘するように、スペインのアメリカ大陸の発見と征服は中世ヨーロッパのカトリック教会に存続した“*compelle intrare*”という命題に象徴される観念形態とそれに見合った行動様式に倣うものであった<sup>(29)</sup>。つまりそれは魂の救済を暴力的に否定する攻撃的な異教徒に対して強制的改宗化を認めることを意味し、セプールベダの思想もその系譜に連なる。さらに、彼は自著で“*compelle intrare*”をキリスト教の説諭以上に優先すべき、戦争による改宗化として捉えた。確かに、彼はその聖句に示される「強制」を「説諭」と「戦争」の2つに分類している。また、前述のように、彼は「説諭」の意義も認めた点で殲滅的な戦争の支持者でもない。しかし、彼は著作で「説諭による強制」については詳述せず、むしろそれを自然法という規範が通用しない先住民には無効なものとして退けた。つまり、バレダが指摘するように、セプールベダは先住民に説教を聞かせる上で先制戦争に優る改善策はないと判断したと言える。また、その考えにはアリストテレスの「自然奴隷説」やスペインの歴史家オビエド(Gonzalo Fernández de Oviedo y Valdés, 1478-1557)による先住民への蔑視的な見解を援用し、彼らに対するスペイン人の支配の正当性を証明する意図も見られる<sup>(31)</sup>。その点も勘案すると、彼はキリスト教徒であるスペイン人の優位性を主張し、その観点から先住民に適用されるべき“*compelle intrare*”を結果的に武力的威嚇による教会への「強制的参入」として一元的に解釈したと考えられる。まさにそれは布教と武力による脅迫が融合した解釈であろう。

### 3. ラス・カサスの“*compelle intrare*”解釈

#### 3.1. ソトの『論戦概要』に見られる言説

ここでは、ソトの『論戦概要』に見られる“*compelle intrare*”の文脈を確認する。ソトによると、ラス・カサスはセプールベダがバリャドリッド審議会で戦争の1つ目の正当理由として挙げた「偶像崇拜と自然に反する数々の罪」に反論する文脈でその聖句に言及する。その要点は4つある。つまり、①神は偶像崇拜の理由だけで異教徒に対する戦争を命じていない、②「ルカ福音書」の“*compelle intrare*”は異教徒に対する処罰を意味する掟ではない、③中世期のキリスト教君主達が異教徒に戦争を仕掛けた理由は偶像崇拜ではなく布教の妨害にあっ

た、④「コリントの信徒への手紙1」5:12-13の「外部の人々を裁くことは、わたしの務めでしょうか…」というパウロの言葉は異教徒にする戦争の権限を認めたものではない、である。ラス・カサスは前記①の部分で「申命記」7章と20章に示される戦争の対象がパレスチナの「約束の地」に定住していたカナン人やエブス人等に限定された点を示す<sup>(32)</sup>。そして、神がそれ以外の異教徒に戦争を認めなかったという理由からセプールベダに反論する。

次に、この文脈に見られる、“*compelle intrare*”に関するラス・カサスの解釈に注目する。ソトによると、ラス・カサスは前記②の理由に言及する際、同聖句を二様に解釈する。第一に、それは(偶像崇拜等の)罪の状態にあり、キリスト教信仰について聞いたことのない異教徒に対する「内的強制」、つまり彼らの頑な心を動かす神の靈感や天使の働きを受けて行われるキリスト教の説諭である。第二に、“*compelle intrare*”は「外的強制」、つまりアウグスティヌスがドナトゥス派に適用したような、異端者に対する(キリスト教国家の)権力の下で行使される戦争である<sup>(34)</sup>。続いて、それぞれの「強制」の意味をラス・カサスの一次資料の言説を手がかりに探っていく。

#### 3.2. ラス・カサスの一次資料に見られる“*compelle intrare*”の言説

##### 3.2.1. 『バリャドリッド論戦録』

まず、ラス・カサスが『バリャドリッド論戦録』<sup>(35)</sup>において“*compelle intrare*”に言及する文脈を確認する。彼は「第1の反駁」の中で「戦争が先住民から偶像崇拜を取り除く」というセプールベダの主張に反論する。そして、「申命記」20章に記される処罰の対象がすべての未信者に及ばないという観点から征服戦争論を否定する。ラス・カサスは続く「第2の反駁」で“*compelle intrare*”に言及する。

次にその言説に注目する。ラス・カサスはそこにおいて「外的強制」の対象のみに言及する。つまり、彼はアウグスティヌスの解釈に従ってそれを未信者ではなく、異端者に限定する<sup>(37)</sup>。なぜなら、未信者は教会に対していかなる誓約もしていないからだ。また、ラス・カサスは「内的強制」が武力という身体的暴力ではなく、説諭という霊的な力あるいは奇跡であると簡潔に述べる<sup>(38)</sup>。

##### 3.2.2. 『新世界の民を弁ずる書』

ラス・カサスはこの著作で審議会時とは異なり、①「偶像崇拜を理由とする征服戦争」ではなく、②「キリスト

教信仰を広めるための征服戦争」に反論する文脈で“*compelle intrare*”に言及する。その該当箇所は第42, 43, 48, 49, 50章となる。

続いて、それらの箇所に見られる二種類の「強制」の言説に注目する。彼が「内的強制」に言及するのは第42, 43, 48章である。彼は第42章で未信者 (*infideles*) を①キリスト教徒の支配下にあるムーア人とユダヤ人、②背教者と異端者、③キリスト教徒と交戦するトルコ人とムーア人、④遠隔地域に住み偶像崇拜をする未信者、に分類する<sup>(39)</sup>。そして、ラス・カサスは戦争を伴うキリスト教の布教を主張するセプールベダの誤りを指摘した後、クリュソストモス (*Ioannes Chrysostomos*) の説教『マタイ福音書について』 (*Super Matthaeum*) 第22章第41説教から、「内的強制」が神の恩寵 (*gratia*) の下で働く業であることを引証する<sup>(40)</sup>。つまり、それは恩寵の助けにより、たとえ獐猛な性格をもつ人々でさえもその理性によって信仰の事柄を理解するよう導かれているような業である。その上で、ラス・カサスは④の未信者に対する「内的強制」について次のように叙述する。

「彼らが無理やり中に入れなさい」という譬えの言葉によってキリストが示そうとするのは、自身あるいは諸天使や人々によって直接知性に働きかけて、その真理を知らない人々を自身へ常に動かし、引き寄せ、ある意味、強制することである。しかし、それは意志を強制することによるのではなく、可視あるいは不可視な様々な奇跡によってなされる。それが文字通りの意味である。それゆえ、キリストはこの言葉によって、外的な力ではなく、説論による力が用いられるべきことを理解させようとした<sup>(41)</sup>。

ここで、ラス・カサスは「内的強制」が神的な働きかけを受けた説論によって未信者をキリスト教の真理に導くための行為であることを示す。さらに、彼はアキナスの『真理論』 (*De veritate*) 第22問題第9項異論解答第7から「強制」が厳しい言葉、あるいは優しい言葉による、効力をもつ説論であることを傍証する。ラス・カサスによると、そのような強制とは貧困、飢え、病気そして数々の苦しみ、あるいは聖霊による人間の魂への照明によって真理を悟るよう人々を導くことを意味する<sup>(42)</sup>。つまり、未信者は説教者の説論を介して神の言葉を十分に推論し、そこに疑うことのできない真理を発見する時、改宗を決断していくのである。

この「内的強制」について、ラス・カサスは続く『新

世界の民を弁ずる書』第43章でアキナスやアウグスティヌスなどの言説を用いて解説している。例えば、ラス・カサスはアキナスの『神学大全』第3部第44問題第3項異論解答第1に基づき、「内的強制」を神が人々の魂に知恵と愛情を注ぎ、霊的照らしによって優しく働きかける業として説明する<sup>(43)</sup>。また、それは神が人間の意志を強制することなく、キリストを知るようになるために意志を変化させる働きでもある<sup>(44)</sup>。さらに、ラス・カサスはアウグスティヌスに依拠し、人々が改宗する際も神が恩寵をとおして同様に働くことも述べる<sup>(45)</sup>。なぜなら、説教者の言葉に神の恩寵が内在せず、偶像崇拜や不信仰の罪の状態にある人間の内面に強く働きかけない限り、人々は罪から解放されず、改宗することもないからである。ラス・カサスはこのような人間の能力を超える神の働きを「内的強制」の第一動因と考える。

また、ラス・カサスは前掲書第43章でテオフィラクトゥス (*Theophylactus*) の「大宴会の譬え」の解釈も援用し、「内的強制」を次のように説明する。つまり、それは異教徒に偶像崇拜や数々の野蛮で邪悪な習慣を放棄させるほどの真理と威力に溢れた説論である。但し、それは戦争や暴力によるのではなく、信仰の教育によって可能になる<sup>(46)</sup>。

さらに、ラス・カサスは前掲書第48章で「内的強制」について『グラティアヌス教令集』 (*Decretum Gratiani*) に収録された、教皇インノケンティウス4世 (*Innocentius IV*) の「婚宴 (大宴会) の譬え」の解釈も用いて説明する。その譬えに示される強制とは剣や暴力によるものではなく、理性の働きによる業である。また、ラス・カサスは前述のクリュソストモスの『マタイ福音書について』第22章第41説教を引用し、説教者達が人々に神の言葉を伝える際、自らの命を危険にさらすほど献身的な模範を示すことの重要性を述べる。なぜなら、語る言葉は行いによって説得力をもつからである<sup>(47)</sup>。また、ラス・カサスはキリスト教徒が未信者の信頼を得るために愛徳、柔和、謙遜を示すことの必要性も説く。そして、彼は『新世界の民を弁ずる書』第42, 43章と同様、「内的強制」を理性への説論や諸天使の働きによって未信者を信仰に到達させる働きとして結論する<sup>(48)</sup>。

次に、「外的強制」の言説に注目する。ラス・カサスはそれを同上書第49と50章で言及する。彼は第49章でキリスト教の異端者が教会によって処罰されるべき理由として、洗礼時の信仰告白という宣誓の破棄やキリストに対する侮辱を指摘する<sup>(49)</sup>。それゆえ、彼らに宣誓の遵守や教会への帰順を強制することが教会にとって合法とな

る。そして、ラス・カサスは「外的強制」について次のように述べる。

神の善意によって世界の王達がキリストに改宗し、その結果、教会はその子ども、そして臣下として信仰心をもつ君主達を擁するようになった。その後、教会は法と武力によって異端者達を処罰し、強制し始めた。そしてこれが教会の第2の時期であり、異端者達、背教者達そして分離主義者達はその時期に属していると考えられる。それゆえ、頻繁に引用される「無理やり入れなさい」という譬えの言葉をアウグスティヌスが解釈する際、彼の意図は明らかにそれを外的かつ身体的暴力として理解することにある。<sup>(50)</sup>

ラス・カサスはこの部分で初代教会（第1の時期）とは異なり、権力を有する時代（第2の時期）にあって人々を善導するための教会の強制権を正当化している。その対象はアウグスティヌスの時代のドナトゥス派のように異説に固執し、暴力をふるう異端者となる。彼らは羊飼いの一撃によって群に連れ戻される羊の如く、教会に帰属させる必要がある。<sup>(51)</sup>

続く第50章でラス・カサスは教会の異端者が「外的強制」を受けるべき理由をアウグスティヌスやインノケンティウスの“*compelle intrare*”の解釈から説明する。そこから、彼はキリスト教の未信者が神の名誉やキリストの尊厳を失墜させ、キリスト教国家に反逆する異端者に該当しないことを強調する。<sup>(52)</sup> また、彼は教会がもつ裁治権の観点からも未信者が「外的強制」の対象の範囲外にあることを前述の「コリントの信徒への手紙1」5:12-13からも引証する。<sup>(53)</sup>

この裁治権の適用範囲について、ラス・カサスは『新世界の民を弁ずる書』第6-第17章でも論じている。例えば、彼は第6章でそれを次のように述べる。キリストは神から全世界に対する権能を授かり（「マタイ福音書」28:18）、全国民はキリストの教会の権能に服している。しかし、教会は未信者に対して潜在的な権力しかもつことができず、彼らを処罰することもできない。なぜなら、未信者は洗礼時の誓約によってはじめて教会の管轄下に置かれるからである。<sup>(54)</sup> また、ラス・カサスは『神学大全』第3部第8問題第3項に依拠し、教会の権力が有効になる条件として未信者の自由意志に基づく入信の必要性も指摘する。<sup>(55)</sup> さらに、彼は前掲書第7章で教会が未信者に裁治権を行使できない理由として、キリストが審判時

でそれらの人々に対する裁きを保留している点も示す。<sup>(56)</sup>

このように、ラス・カサスは「外的強制」の対象を異端者に限定した。特に、彼は未信者に対して教会がもつ裁治権の限界性の観点から先住民に対する「外的強制」としての征服戦争を不当な措置として退けている。

### 3.3. ラス・カサスの「内的強制」解釈

以上の言説から、ラス・カサスは先住民に対して適用すべき“*compelle intrare*”を「内的強制」として解釈したことが明らかになる。また、そこには恩寵による霊的照明とそれによる信仰の形成という神学的観点もうかがえる。それゆえ、そこから「内的強制」の意味を考察する必要がある。

ラス・カサスは、セプールベダがバリャドリード論戦で提示した理由①「先住民の偶像崇拜や自然に反する罪の重大性」に反論する文脈の中で神の恩寵を主体とする布教の意義を述べる。つまり、ラス・カサスは『新世界の民を弁ずる書』第10章で先住民に戦争を仕掛けるべきでない理由として、偶像崇拜などの罪人への処罰ではなく、「赦免」(*indulgentia*)の勧告によって改宗を開始すべき点を指摘する。なぜなら、それは先住民の「改悛」(*poenitentia*)のために必要な条件となるからである。また彼は、神が救霊予定者達を第一にキリストの受難、第二に恩寵の働きによって救霊する点も挙げる。その際、キリストの示す方法や教えに準ずる福音の説教が予定者達に用いられなければならない。<sup>(57)</sup>

因みに、ラス・カサスはそのような方法に則る信仰の形成過程について『布教論』第1巻第5章第6-8節でアキナスの信仰論に依拠して論述している。つまり、人間が信仰を形成するためには、神の恩寵が不可欠となり、それを受けることができるよう平和的説論によって心の準備をすることが必要になる。<sup>(58)</sup> 因みに、アキナスは信仰の成立要件を2つ示す。つまり、①信ずべき事柄の提示、②それへの応答としての承認である。信仰はこのプロセスを経て形成される。②はさらに、説教のような「外的誘因」と人間を内面から動かして信仰対象に承認を与える「内的原因」からなる。但し、人間は外的誘因を受けても、信じるためには自らの意志の承認を必要とする。その際、不可欠となる要因が人間を内的に動かす神の恩寵である。<sup>(59)</sup> つまり、それは人間の自然本性（認識力）を損なうことなく、それに照らしを与えて人間を信仰に導く神の扶助を意味する。

また、ラス・カサスはこの信仰の形成過程で人間の「自

由意志」(liberum arbitrium)の働きも重視する。彼はそれを『布教論』第1巻第5章第2節で論じる。つまり、人間の「理性」(ratio)が「知性」(intelligentia)に働きかけ、その判断に基づいて「意志」(voluntas)が欲求することにより、人は信仰を決断していく。そこで言う、「自由意志」とは人間の「理性」による、なすべき行為についての自由な判断力である。<sup>(60)</sup>なお、この解釈はアキナスの『真理論』第24問題第1項の教説に基づいている。それによると、自由意志とは人間が理性によってとるべき行動や目的の意味やその到達手段を判断する能力である。

それも参考にすると、ラス・カサスは説教の際、先住民が恩寵の助けを受け、戦争や脅迫ではなく自由意志によって偶像崇拜から改教へ到る過程を重視したことがわかる。さらにそこから、“*compelle intrare*”に示される「内的強制」についての彼の見解も明らかになる。つまり、それは恩寵を伴う神の救霊意志を始原とする働きである。また、それは先住民による信仰の選択を前提として彼らを罪の改教へ導く上で必要な平和的説諭でもある。ラス・カサスはそれを教会の直接的な裁治権の及ばない先住民に対する唯一の有効な布教方法として重視したと言える。

## 4. ラス・カサスの「内的強制」解釈の検討

### 4.1. セプールベダの解釈との検討

ここでは、ラス・カサスとセプールベダによる“*compelle intrare*”の解釈を検討する。両者はスコラ学的手法を駆使し、同聖句に示される「強制」を「内的強制」と「外的強制」に分類する点で共通している。それはアウグスティヌスからアキナスを経て体系化された伝統的な分類であり、ラス・カサスとセプールベダの解釈もその系譜に連なる。しかし、両者は「外的強制」がインディアス先住民に対して妥当であるか否かという点をめぐって完全に対立する。前述の通り、セプールベダは先住民に対する「内的強制」の効力を完全に否定していないが、「外的強制」こそが最適な手段であると主張する。なお、アベリヤンはセプールベダの全作品には戦争とスペイン人達の軍事的美徳への礼賛が観察されると指摘しているが、それは前述の2つの著作にも通底している。セプールベダはその観点に立ち、先住民の意志や信仰の選択権を顧慮しない、「外的強制」としての戦争を前提とする威嚇型の布教の妥当性を唱えたと言える。

一方、ラス・カサスはキリスト教をまったく知らない

先住民を異端者と峻別し、特に前者に対する「外的強制」の適用を退け、「内的強制」による布教の妥当性を主張する。なぜなら、前述のように、彼は布教を改教への教導を基調とする働きとして捉えるからである。では、その解釈にはどのような布教的視座が認められるのだろうか。彼の一次資料の言説も参考に、そこからも「内的強制」の意味を検討する必要がある。

### 4.2. 布教的視座からの検討

#### 4.2.1. 「贈与大教書」に示される神の救霊意志

まず、第一に、標記の視座を挙げる。本稿の冒頭で述べたように、バリャドリード審議会は当初、「贈与大教書」に則り、スペイン国王に対する先住民の服従の方法を検討するために召集された。それを勘案すると、ラス・カサスは教書に対しても自身の見解を開陳する必要性を感じたと思われる。事実、彼は『バリャドリード論戦録』「第12の反駁」で「贈与大教書」に言及し、そこに示される教皇の意図が先住民への平和で愛情に満ちた教導であったことを指摘する。つまり、それは凄惨な戦争を前提とする先住民の服従ではない。ましてや教皇が同教書の中でそのような残忍な方法をスペイン国王に承認した痕跡も認められない。<sup>(62)</sup>

また、ラス・カサスは『新世界の民を弁ずる書』第59章でも教皇の意図に言及する。つまり、それは戦争による「服従」ではなく、キリスト教徒の良い模範と魅力的かつ柔和な平和的方法によって先住民をキリスト教信仰へ教導することにある。<sup>(63)</sup>ラス・カサスはこの観点に立ち、教皇が征服による強制的な改宗を容認しなかった点やスペイン国王の独占的布教権(patronato real)が先住民の自発的改宗によって有効になる点を論証する。また、ラス・カサスは自発的改宗の必要性について『矯正論』(*Octavo Remedios*, 1552)「第9の理由」でも言及する。つまり彼は、キリスト教信仰の受容やスペイン国王への臣従の判断は先住民の自由意志に委ねられるべき事柄だと考える。このようにラス・カサスは教皇の意図やインディアスにおけるスペイン国王の権原を支持する一方で、先住民側の選択権も擁護している。また、ラス・カサスは先住民が布教や臣従を拒否した場合のスペイン側の懲罰権も退ける。但し、彼は前掲の論策の中で先住民が完全にそれらを拒否した場合、スペイン人達が同地域から退去すべきか否かまでは明言していない。

これら一次資料の言説から、彼は「贈与大教書」を先住民の自由意志に基づく平和的改宗化及びスペイン国王への臣従化を定める法源として解釈したことが明らかに

なる。さらに特筆すべきは、ラス・カサスが教書発布の背後に神の摂理を認めている点である。因みにオスナによると、ラス・カサスは同教書をスペイン国王にインディアスを永久に譲渡するための合法的な権原及び神の命令として受け止め、布教を同地において国王がもつ裁判権の唯一の根拠として確信<sup>(66)</sup>した。つまり、ラス・カサスは『インディアス史』(*Historia de las Indias*, 1875, 1562/63)「序言」で叙述するように、教書の発布をスペイン国王のインディアス発見の功労に対する教皇の恩賞以上に神の摂理の発現として捉えていた。ラス・カサスはその視座から「内的強制」を旨とするインディアスの布教を神の計画に適うものとして、さらにその実現をスペインの国家的使命として確信したことが明らかになる。また、その背景には「贈与大教書」に関するセプールベダの見解を否定する意図もうかがえる。因みに、セプールベダは『第二のデモクラテス』第1部で教皇がスペイン国王に先住民を服従させ、強制的に「福音の宴会」に参加させる役割を委任したと述べる。つまり、彼は「贈与大教書」を先住民に対する戦争を合法化できる法的根拠と考えたのである。一方、ラス・カサスは征服戦争を神意に対する冒とくと捉え、セプールベダの見解を退けた。

#### 4.2.2. 平和的布教の推進

第二の視座として先住民に対する平和的布教の推進を挙げる。ラス・カサスは平和的説論が偶像崇拜を慣行する未信者の改宗を促し、それがキリストの受難を介して全世界の救霊予定者を罪から解放させるための要因となることを確信した。前述の通り、ラス・カサスは改宗の際、特に「改悛」の必要性を説いた。因みに、彼はそれが必要となる根拠を『布教論』第1巻第5章第15節のキリストの言葉（「マタイ福音書」4:17）に見出す。また、彼は「改悛」が神の国の告知とともに人間の理性に働きかけ、知性を説得する方法に則って説かれる必要性も説く<sup>(69)</sup>。反対に彼は『布教論』第1巻第6章第2節で布教に先行する戦争が被害者に大きな悲しみ、恐怖、憤りを生じさせ、キリスト教徒に対する侮蔑と敵意を懐かせる結果になると警告する<sup>(70)</sup>。つまり、彼は戦争が「改悛」にとって最大の躓きになることを懸念したのである。

なお、ラス・カサスは軍隊を随行しない布教の有効性を自身の布教体験からも確信していた。彼は同僚のドミニコ会士達と共同で1537-1538年に戦闘的な先住民が居住する「戦いの地」と呼ばれたグアテマラのテストラン地方で布教を実践した。彼らは現地のスペイン人総督

代理との事前交渉、キリスト教に改宗した先住民の行商人を仲介役とする布教や先住民教化集落 (*reducción*) の建設といった布教を試み、一定の成果を得た。それは宣教師が先住民の居住地へ単独あるいは集団で前ぶれなしに入る方法ではない。その特徴は周囲の協力も得ながら布教を進展させるという段階的な方法にある<sup>(71)</sup>。

また、ラス・カサスは『新世界の民を弁ずる書』第10章でアウグスティヌスの書簡に基づき、罪への改悛を勧告する平和的説論によって異教徒が自発的に神殿から離れ、偶像を撤去していく可能性も指摘する。さらに、彼は同上書18章でキリスト教を知らない偶像崇拜者は「抗えない無知」に陥っているに過ぎず、かれらなりに真の神を信仰しているのだと弁護する<sup>(72)</sup>。因みにハンケによると、ラス・カサスは人間が全身全霊で神を崇拜し、もつものをすべて捧げる本性的傾向をもつと考えていた<sup>(74)</sup>。それは、アキナスの『神学大全』第2部の2第85問題第1項の教説を基調とする。つまり、それによると、人が自分よりも高次な存在（神）に対する服従のしるしとしての奉獻は自然法に由来する。ラス・カサスはその観点からも偶像崇拜や人身犠牲を慣行する先住民を断罪せず、彼らの処罰と罪の矯正を主張するセプールベダを反駁したと言える。

以上の言説から、ラス・カサスは先住民の罪への改悛を実現するため、「内的強制」に基づく実質的な改宗化を唱えたことが明らかになる。前述のように、そこでは理性をもつ人間が神の恩寵の助けを受けてキリスト教を平穏な状態で思料し、自由に信仰を醸成していく過程が必要条件となる。また、ラス・カサスはその過程の中に先住民が改悛を経て偶像崇拜や風習を自発的に放棄していく可能性も見出した。それは、征服戦争を先住民の布教妨害と偶像崇拜の回帰に対する有効な抑止策と判断したセプールベダとは対照的な見方である。

#### 4.2.3. 平和的布教から見た征服戦争の矛盾性

第三の視座として、前述の平和的布教が征服戦争と矛盾する点を挙げる。ラス・カサスは『新世界の民を弁ずる書』第47章において戦争が先住民に恐怖と殺戮しかもたらさず、彼らが偶像崇拜に回帰してしまえば、たとえスペイン人征服者達が彼らの偶像を破壊しても無駄に終わると警告する<sup>(75)</sup>。また、彼はインディアスにおいて同胞の征服者達が多くの先住民を死滅に追いやった罪を『インディアスの破壊に関する簡潔な報告』(*Brevísima relación de la destrucción de las Indias*, 1552) の中でも告発する。特に彼はスペインの軍事侵攻に伴いエスカレー

トする征服達者達の非人間性、残虐性とそして飽くことなき貪欲を断罪<sup>(76)</sup>した。ラス・カサスにとって、富への欲望に駆られた征服戦争は前述の平和的布教と完全に矛盾し、先住民の信仰の育成を完全に妨げる蛮行であった。さらにこの観点に立つと、彼にとってバリャドリッド審議会での論戦は、平和的布教の意義を主張するとともに先住民社会を破壊していた征服の即時中止を訴える好機にもなったと考えられる。

以上の考察から、ラス・カサスは“*compelle intrare*”に示される「内的強制」に則る布教を先住民の自覚的なキリスト教信仰を育成し、彼らの救霊を達成できる唯一の手段と捉えたことが明らかになる。また、彼にとってそのような改宗化は「贈与大教書」を介して顕示された神の救済摂理に応答できる唯一無二の方法でもあったと言える。

#### 4.3. ビトリア及びソトの「強制」の言説からの検討

さらに、ラス・カサスの「内的強制」の解釈をキリスト教の未信者に対する「強制」について論じたサラマンカ大学の神学者ビトリアとソトの言説から検討していく。

まず、ビトリアの言説に注目する。彼は1539年サラマンカ大学で行った特別講義「インディオについて」(*De indis*, 1539, 第2部第15項)で「強制」の問題を論じた。その箇所ではビトリアはアキナスの『神学大全』第2部の2第10問題第8項に基づき、キリスト教への信仰は意志に属する事柄であり、人間の自由意志は恐怖によって弱められると述べる。そして、彼はその観点から先住民に対する信仰の強制、戦争の行使そして財産の剥奪に異論を唱える<sup>(77)</sup>。ビトリアによると、恐怖心を与えてキリスト教の玄義や秘跡に先住民をあずからせること自体、神を冒とくする行為になる。たとえ、戦争によって先住民にキリスト教信仰を強制しても、彼らはそれを受容しているふりをするに過ぎない<sup>(78)</sup>。確かに、キリスト教君主達はスペイン国内に定住していたサラセン人達に対してキリスト教を強制することはできる。しかし、未信者の場合、たとえ教皇の認可を得たとしても彼らを処罰できない。そもそも、「インディオについて」(第2部第30項)に見られるように、ビトリアは未信者に対する教皇の布教権を認めるが、処罰権を含む世俗的権限に異議を唱える<sup>(79)</sup>。なお、この観点は同時代のスペインの神学者パス(Matías de Paz, c.1468-1519)や教会法学者ルビオス(Juan López de Palacios Rubios, 1450-1524)の見解とは異なる。なぜなら、両者は教会法学者ホスティエンシス(Henrico de Segucio [Hostiensis])の教皇至上権論に立ち、先住

民が布教を拒否した場合の懲罰戦争を是認したからである<sup>(80)</sup>。

また、ビトリアは「未信者達の布教に関する講演」(『神学大全』第2部の2第10問題第8項に関する講演)でもキリスト教君主の臣下ではない未信者に対する強制的改宗について異議を唱える。つまり、そのような改宗は未信者に挑発や不安やはかりしれないほどの憎悪を生じさせ、善よりもむしろ悪を生み出す。たとえ彼らが改宗したとしても、それは偽装に過ぎないゆえ、強制的改宗は邪悪な行為である。他方、ビトリアは「インディオについて」でスペイン人達による交戦権の行使が合法となる条件も示す。布教との関係で言えば、それは先住民が布教を妨害した場合や異教の君主がキリスト教への改宗者を暴力や脅迫を用いて偶像崇拜などの以前の慣習に強制的に戻す場合である<sup>(82)</sup>。

次に、ソトの見解に注目する。彼もビトリアと同様、未信者に対する信仰の強制に異議を唱える。以下に、ソトの見解を彼の『命題論集第4註解』(*In quartum sententiarum Commentarii*, 1555-56)に関するデルガドの解説を参考に概観したい。ソトによると、キリスト教信仰は人間理性を超えた徳であり、人間の意志を動かす神の恩寵の働きによって生まれる。それゆえ、人間が信仰の形成過程において恩寵を受けるためには戦争や暴力による方法ではなく、平和的布教による信仰への教導が必要になる。なぜなら、キリストは愛に結ばれた信仰を世界にもたらすことを望んだからである。それゆえ愛情ある説論が信仰を流布できる唯一の手段となる。また、そのような方法の有効性はキリストの12弟子への布教派遣命令(「マタイ福音書」10:5-15等)をはじめ、「エフェソの信徒への手紙」6:10-17などの聖句からも証明される<sup>(83)</sup>。

さらにソトによると、キリストが世界に來臨した目的は死の陰に覆われた人々を処罰するためではなく、彼らの罪を改悛させることにあった。それゆえ、福音の説教は脅迫や恐怖ではなく、謙遜、清貧、柔和を伴うものとなるべきである。ソトはまた布教の際、マホメット教徒(ムスリム)のような暴力的方法を模倣するべきではないと述べる。なぜなら、歴代の教皇達も公会議もそのような方法を承認しなかったからである。また、強制的に洗礼を受けることは未信者を異教にとどめる結果になり、そのような行為は信仰の冒とくにもなる。そして、ソトは「ルカ福音書」14:23の“*compelle intrare*”に示される「強制」についてビトリアと同様、異端者や分離主義者に対する強制とキリスト教を知らない未信者に対

する強制とに分類する<sup>(84)</sup>。

このように、ソトはアクィナスの教説や聖書を典拠に信仰と暴力が本来両立せず、未信者に信仰を強制する誤りを指摘する。また、ソトはサラマンカ大学の講演「支配権について」(*De Dominio*, 1535)で教皇は全世界の支配者ではないという観点から、スペイン国王に対するインディアスの贈与の権原も否定する。しかし、彼は先住民による布教妨害が戦争の正当な理由になりうるか否かについては明言していない<sup>(85)</sup>。

ラス・カサスの「内的強制」の見解は、まず布教の際、先住民の自由意志を尊重する点、次に戦争による改宗を戒める点でビトリアやソトの「強制」理解と共通する。それはまた、ビトリアとは暴力的改宗が先住民の憎悪を増幅させ、彼らに表面的な信仰しか生み出さず、神聖冒とくに繋がる点でも一致している。特にソトの見解とは、キリストの「弟子派遣命令」等に則る平和的布教を唱え、その目的を罪の改悛として捉える点で酷似している。その意味で、デルガドが分類するように、スペインの神学者達の中でビトリアとソトは純然たる布教を唱える神学者に分類される<sup>(86)</sup>。つまり両者は、セプールベダのような布教に先行する戦争支持論者や信仰が説かれた後、先住民側に信じる義務が生じると考えるベラ・クルス(Alonso de la Vera Cruz, 1507-84)のような中間的立場に位置する神学者達とは一線を画するのである。

一方で、ラス・カサスの見解には相違点も見られる。第一に、「贈与大教書」の解釈をめぐる違いである。確かに、彼はビトリアとソトと同様、教皇のインディアスにおける布教権を認める。しかし、ラス・カサスは「贈与大教書」の発布に神の救済摂理を認め、それを実現するために「内的強制」に則る布教を不可欠な手段として捉えた点で彼らとは異なる。

第二に、布教妨害に対する処罰権をめぐっても見解が分かれる。前述のようにビトリアは、先住民が布教を妨害した場合のキリスト教徒の交戦権を認める。確かに、ラス・カサスも『新世界の民を弁ずる書』第25章において異教徒による布教妨害やキリスト教への侮辱を理由とするキリスト教徒側の交戦権を是認している。しかし、彼はそれを先住民に行使できないと断言する。なぜなら、彼は先住民による布教の拒否や説教者の殺害が、無数の先住民の殺害や彼らの都市の破壊など、スペイン人征服者側の残虐非道な行為に起因すると考えたからである<sup>(87)</sup>。そもそも、布教妨害を正当な交戦理由とする観点にはアクィナスの『神学大全』第2部の2第10問題第8項の思想的影響がうかがえる。しかし、ラス・カサスはその神

学理論を征服者達による先住民社会の破壊というインディアスの現状も鑑みた上で、先住民側の布教妨害を弁護している。その点において、ビトリアの見解との顕著な差異が認められる。

第三に、ラス・カサスの見解は「内的強制」の対象となる先住民認識においても異なる。確かに、ビトリアもソトも先住民への布教時の「内的強制」の妥当性を表明している。しかし、ビトリアは「インディオについて」第3部第18項で先住民を能力的に幼児と成人の間にある、庇護の必要な存在として捉える<sup>(88)</sup>。また、松森が指摘するように、ソトは生来の劣等性に基づく自然奴隷の存在を認め、無知な人間が賢明な者に統治されることは自然法に適うことだと考えた。但しソトは、その統治の性質について、セプールベダが説いたような奴隷に対する主人的支配ではなく自由人に対する統治と同じものであるべきだと捉えた。しかし、ソトは先住民が自然奴隷に該当するか否かについては客観的な証明が困難であるため、断定していない<sup>(91)</sup>。

一方、ラス・カサスは『新世界の民を弁ずる書』第4章に見られるように、卓越した法や宗教、秩序ある統治機関やキリスト教への十分な受容能力をもつ先住民の資質を高く評価していた。そのような先住民認識を包摂する点もラス・カサスが捉える「内的強制」の特質である。因みに、ハンケはタイノ族やカリブ族など多様な種族からなる先住民の徳をあたかも単一民族のそれであるかのように称えたラス・カサスに対する歴史家ロベルト・レビジエールの辛辣な批評を紹介する<sup>(92)</sup>。今後精査が求められるところであるが、バリャドリッド論戦でのラス・カサスの意図は画一的な先住民像を描くことにはなかったと言えよう。それは敢えて先住民の性質を総体的に示すことで、彼らの統治能力や多様な文化がスペイン人のそれと比肩できるレベルにあることを強力に弁証する点にあったと想定される。その観点からも、彼はセプールベダの先住民認識と対峙したのではなからうか。

## 5. 結論

結論として、まず“*compelle intrare*”の解釈に示されるラス・カサスの布教論の特徴について述べたい。それは次に示す布教を志向するものであると言えよう。第一に、それは神の救済摂理に応答する布教である。つまり、先住民の理性に働きかける「内的強制」を旨とし、クリュソストモスが唱えたように、説教者やキリスト教徒の言行が一致する説得力ある布教である。なぜなら、ラス・

カサスが考える布教とは、恩寵によって人間を救霊つまり祝福に満ちた「福音の宴会」に精力的に招き入れる神の働きへの参与に他ならなかったからだ。第二に、スペイン人と同等の理性を具える先住民の本性と自由意志を尊重した信仰を育成する布教である。特にそれは、先住民を偶像崇拜から離脱させる上で戦争以上の効果をもつ。また、その観点は文明が野蛮を制するというアリストテレス主義の影響を受けたセプールベダの征服戦争論に対するアンチテーゼでもある。第三に、スペイン国王への先住民の屈従や懐柔ではなく、彼らの自由意志に基づく臣従化を促進するための布教である。ラス・カサスにとって、それは「剣と十字架」に象徴されるスペインの従来型の暴力的な征服路線を変更させるために必要な方策でもあった。またそのような布教は前述の第一と第二の特徴に根ざすものでもある。しかし問題は、インディアスの布教の大義が多くの場合、征服戦争によって毀損されていた事実にあった。ラス・カサスはその所に神意と平和的布教が歪曲された実態を見抜き、「内的強制」に基づく布教の推進を主張したのであった。

総括すると、バリャドリード論戦期のラス・カサスの布教論の中心には神の救済摂理の尊重という垂直軸と先住民の自然権の保護という水平軸が交差している。よりの確に言えば、ラス・カサスは人道的見地のみならず、人間を優しくも力強く「福音の宴会」に招待する神の救霊意志の中にも先住民を保護すべき根拠を見出したと言える。またそこには、先住民に臨む神の救霊意志が「贈与大教書」の発布によって顕現し、以後それをスペイン王国が担うべき責務とする救済史観も見出される。さらに指摘すれば、インディアスにおけるスペインの独占的布教権もその世俗権とともにこの歴史観の中で正当化されている。

次に、ラス・カサスの布教論の思想的意義について述べたい。バリャドリード論戦における彼の布教理論は、聖書やアウグスティヌスのドナトゥス派論駁やアキナスの信仰論を含む中世のスコラ学を核として構築されたものである。確かに、その点でラス・カサスの思想は中世的色彩が強い性格をもつ。また、彼の先住民認識や擁護活動もキリスト教的な普遍主義や平等主義の枠組みの中に位置づけられるものであろう。しかし、先住民の真摯な宗教心やキリスト教の受容能力への評価、そして信仰の選択権の承認という新たな視点も加えてスコラ学的布教理論を弁証したラス・カサスの思想的意義は過小評価されてはならないだろう。

なお、ハンケが指摘するように、バリャドリード審議

会後もスペインによる征服は中止されず、国王はインディアスの副王達に新しい発見事業の許可を与えた<sup>(94)</sup>。しかし、その後のスペインの神学思想史を概観した際、ラス・カサスがその布教論の中で唱えた反征服戦争論は完全に忘却されたとは言いきれない。例えば、それはサラマンカ学派の第二世代であるペーニャ (Juan de la Peña, 1513-65) に影響を与えていった。ペーニャは先住民の信仰の自由を尊重し、彼らに対する教皇や皇帝の懲罰権や偶像崇拜を理由とする戦争を認めなかった<sup>(95)</sup>。そこにはラス・カサスが“*compelle intrare*”の解釈をとおして示した「内的強制」の思想的影響の片鱗もうかがえるが、両者の布教論の詳細な検討については今後の研究課題としたい。

### 引用文献及び注記

- (1) 本稿では、現西インド諸島と中南米大陸における16世紀のスペインの征服地を指す。
- (2) A. Remesal, *Historia general de Las Indias occidentales y particular de la gobernación de Chiapa y Guatemala en Biblioteca de Autores Españoles, edición y studio preliminar del P. Carmelo Saenz de Santa Maria, S. J., Madrid: Atlas, 1964, t. 2, pp. 366-367.*
- (3) D. Soto, *Controversias entre Bartolomé de las Casas (Obispo de fué de Chiapas) y Ginés de Sepúlveda (Cronista del Emperador)*, extractadas por el Dr. Domingo de Soto, Valladolid: Editorial Maxtor, 2006, p. 205.
- (4) 共同訳聖書実行委員会『聖書新共同訳』, 日本聖書協会, 1988年。なお、本稿では、同訳を用いた。
- (5) B. Las Casas, *Bartolomé de Las Casas, Apogogía, Obras completas de Fray Bartolomé de Las Casas*, t. 9, edición de Angel Losada, Madrid: Alianza Editorial, 1989-1998, p. 26.
- (6) R. Hernandez, O. P., *Las Casas y Sepúlveda frente a frente, Ciencia Tomista*, t. 102, Salamanca: Editorial San Esteban, 1975, pp. 22 (230)-27 (235).
- (7) J. A. Barreda, O. P., *Ideología y pastoral misionera en Bartolomé de Las Casas, O. P.*, Madrid: Instituto Pontificio de Teología de Madrid, 1981, pp. 154-158.
- (8) L. Hanke, *All mankind is one, A study of the disputation between Bartolomé de las Casas and Ginés de Sepúlveda in 1550 on religious and intellectual capacity of the American indians*, De Kalb: Northern Illinois University Press, 1974, pp. 98-99.
- (9) 柴田秀藤「バルトロメー・デ・ラス・カサス 生涯と作品 (5):セプールベタとの論戦」『大阪外国語大学学報』(第43号), 大阪大学学術情報庫, 1979年, 74-75頁。https://ir.library.osaka-u.ac.jp/repo/ouka/all/80729/joufs\_43\_067.pdf (2021年12月7日参照)。

- (10) 本著書はバリエドリード審議会休会后、ラス・カサスがセプールベダの『アポロギア』を入手して執筆したと考えられ、全63章5部構成となる。その骨子はセプールベダが第1回審議会で提示した前述の4つの理由をスコラ学的手法によって逐一反論するものとなる。
- (11) Losada, op. cit., p. 26.
- (12) Hernandez, op. cit., p. 15 (223).
- (13) Hanke, op. cit., p. 98.
- (14) Barreda, op. cit., pp. 156-157.
- (15) 染田, 前掲, 74頁。
- (16) 本稿ではラス・カサスの著作の底本としてラス・カサス協会版のものを用いた。 *Obras completas de Fray Bartolomé de Las Casas*, 14 tomos, Madrid: Alianza Editorial, 1989-1998. また、セプールベダの著作のラテン語底本として次の文献を使用した。
- ・『第二のデモクラテス』: Juan Ginés de Sepúlveda, *Democrates secundus, Zweiter Demokrat (Politische Philosophie und Rechtstheorie des Mittelalters und der Neuzeit)*, Herausgegeben, eingeleitet und ins Deutsche übersetzt von Christian Schäfer, Stuttgart-Bad Cannstatt; Friedrich Frommann Verlag Gunther, 2018.
- なお、本注記では同上書を、*Democrates secundus*, と略記する。
- ・『アポロギア』については次の電子版を用いた。 <https://www.salamanca.school/en/workDetails.html?wid=W0095>, The School of Salamanca (2021年12月7日参照)。なお、本注記では *Apologia, Ioannis Genessi Sepúlvedae* と略記する。また、これら著作の邦訳として次のものを用いた。
  - ・染田秀藤訳『セプールベダ 征服戦争は是か非か』(アンソロジー-新世界の挑戦7), 岩波書店, 1992年。
- なお、本稿ではラス・カサスとセプールベダの著作名の訳出は次の文献の表記に従った。染田秀藤著『ラス・カサス伝-新世界征服の審問者-』, 岩波書店, 1990年。
- さらに、ソトの『論戦概要』の底本として前掲書(「注記」3)を使用した。
- その他の凡例として、本稿ではテーマに関連する16世紀の人物にのみ生没年を記した。
- (17) *Democrates secundus*, pp. 112, 114, 116, 118. 邦訳145-148頁。
- (18) Ibid., pp. 120, 122. 邦訳150-153頁。
- (19) Ibid., p. 124. 邦訳153-154頁。
- (20) Ibid., pp. 126, 128. 邦訳155-157頁。なお、『第二のデモクラテス』第一部においてセプールベダの言う「陋習」とは偶像崇拜の他、「人身犠牲」を指す。彼はヌエバ・エスパーニャ(現メキシコ)で行われていた「生贄」により毎年2万人以上の無辜の人々が犠牲にされていた事例を紹介する。Ibid., p. 106. 邦訳139-140頁。
- (21) Ibid., pp. 128, 130. 邦訳158-159頁。
- (22) *Apologia, Ioannis Genessi Sepúlvedae*, pp. 12-13. 邦訳18-19頁。
- (23) Ibid., pp. 14-15. 邦訳20-22頁。
- (24) Ibid., pp. 15-18. 邦訳23-25, 27頁。
- (25) 坂口昂吉・金子晴勇共訳『アウグスティヌス著作集』(第8巻), 教文館, 1984年, 439-442頁。なお、パウロの回心の次第については「使徒言行録」9:1-8参照。
- (26) 坂口, 金子前掲, 439-441頁。
- (27) 金子晴勇訳『アウグスティヌス著作集』(別巻I), 教文館, 2013年, 199頁。
- (28) 金子, 「ドナティスト批判解説」, 『アウグスティヌス著作集』(第8巻), 546頁。
- (29) 山内進『文明は暴力を超えられるか』, 筑摩書房, 2012年, 46頁。 Cf. K. Takeda, *The Global Expansion of Christian Violence in the Old and New World: From Early Church Fathers to the Jesuits*, F. Alfieri and T. Jinno (eds.), *Christianity and Violence in the Middle Ages and Early Modern Period: Perspectives from Europe and Japan*, Berlin and Boston: De Gruyter GmbH, 2021, p. 148.
- (30) Barreda, op. cit., p. 161.
- (31) *Democrates secundus*, p. 32. 邦訳80頁。 *Apologia, Ioannis Genessi Sepúlvedae*, p. 6. 邦訳10頁。
- (32) Soto, op. cit., pp. 206-218.
- (33) Ibid., op. cit., pp. 206-207.
- (34) Ibid., p. 209.
- (35) この論策はソトの『論戦概要』, ラス・カサスに対するセプールベダの12の異論, それに対するラス・カサスの12の異論から構成される。
- (36) *Obras completas de Fray Bartolomé de Las Casas*, t. 10, 1992, p. 152 (ff. 31v-32).
- (37) Ibid., p. 156 (f. 34).
- (38) Ibid., p. 133 (f. 19v). なお、ラス・カサスはそれをセプールベダ側の「第2の異論」の中で述べる。
- (39) *Obras completas de Fray Bartolomé de Las Casas*, t. 9, 1988, p. 500 (f. 185v). なお、以下において、インディアス先住民のような④の範疇に入る人々を指す場合は「未信者」という言葉を用いる。但し、原文で「異教徒」という語が用いられる場合はそのままそれを使用した。
- (40) Ibid., pp. 504, 506 (ff. 187-188v).
- (41) Ibid., p. 506 (f. 188). “[...] compelle eos intrare significat se immediate, per seipsum vel per angelos vel per homines, solere intellectualiter movere ac pertrahere et quasi compellere ad se, miraculo visibili vel invisibili, eos qui eius veritatem non cognoscunt, nulla tatem adhibita coactione voluntatis. Ergo ille est sensus literalis. Non ergo Christus violentiam exteriorem significare voluit, sed persuasivam, per dictam parabolam [...]”
- (42) Ibid., p. 506 (ff. 188-188v). なお、アキナスの著作の底本には次の電子版を用いた。 *Corpus Thomisticum: Opera Ominia S. Thomae*, subsidia studii ab Enrique Alarcón collecta et edita, Pompaelone ad Universitatis Studiorum Navarrensis aedes ab A.D. MM, <http://www.corpusthomicum.org/> (2021年12月7日参照)。
- (43) *Obras completas de Fray Bartolomé de Las Casas*, t. 9, p.

- 512 (f. 190).
- (44) *Ibid.*, p. 514 (ff. 190v-191).
- (45) *Ibid.*, p. 516 (f. 191v).
- (46) *Ibid.*, pp. 516, 518 (ff. 192-193). なお、テオフィラクトゥスの言葉は福音書に関する「第28説教」からの引用である。
- (47) *Ibid.*, p. 556 (ff. 208-208v).
- (48) *Ibid.*, p. 560 (f. 210).
- (49) *Ibid.*, pp. 562, 564 (ff. 210v-211v).
- (50) *Ibid.*, p. 566 (f. 213). "Postquam vero divino munere reges saeculi ad Christum conversi sunt et sic coepit habere filios et subditos principes fideles, tunc, eorum ministerio utens et legibus et armis, haereticos punit et compellit. Et hoc est secundus Ecclesiae status vel tempus ad quod haeretici, apostatae ac schismatici dicuntur pertinere; et sic patet quae sit mens Augustini, exponens parabolam saepe dictam *Compelle intrare* de exteriori ac corporali violentia." なお、ここでラス・カサスは『グラティアヌス教令集』第23第4問題、*c. Displicet, c. Non Invenitur*を参考している。
- (51) *Ibid.*, pp. 566, 568 (f. 213). そのアナロジーは『ボニファティウス伯爵宛書簡第50』(*Epistola 50, ad Bonifatium Comitem*)の言説に基づく。
- (52) *Ibid.*, p. 576 (f. 216v).
- (53) *Ibid.*, pp. 570, 572 (f. 214v).
- (54) *Ibid.*, pp. 128, 130 (ff. 32v-33).
- (55) *Ibid.*, p. 136 (ff. 36-36v).
- (56) *Ibid.*, p. 142 (f. 38).
- (57) *Ibid.*, pp. 186 (f. 55v), 188 (ff. 56-56v).
- (58) *Ibid.*, t. 2, p. 72 (f. 25). また、その詳細については次の論文も参照のこと。青野和彦「ラス・カサス『布教論』の研究(3)」『キリスト教史学』(第62集), キリスト教史学会, 2008年, 72-76頁。
- (59) この信仰形成に関するアキナスの理論については、次の著作を参照。稲垣良典「解説 トマスの『信仰』概念」『トマス・アキナス 神学大全』(第15冊), 創文社, 1982年所収, 372-373頁。
- (60) *Obras completas de Fray Bartolomé de Las Casas*, t. 2, p. 24 (f. 5v); pp. 26-28 (ff. 6-6v). また、次の論文も参照。青野和彦「ラス・カサス『布教論』の研究(2) —インディアス先住民の『信仰の認識』を中心に—」『神学研究』(第54号), 関西学院大学神学研究会, 2007年, 57, 58頁。
- (61) J. L. Abellán, *Historia del pensamiento español*, tomo II, *La edad de oro, Siglo XVI*, Madrid: Editorial Espasa-Calpe, S. A., 1979, p. 453.
- (62) *Obras completas de Fray Bartolomé de Las Casas*, t. 10, 1992, pp. 180-181 (ff. 50-51).
- (63) *Ibid.*, t. 9, pp. 644, 646 (ff. 244-245).
- (64) そこにはインディアスの領有権や教会の十分の一税(diezmo)の徴収権や聖職者の任命権も含まれた。
- (65) *Ibid.*, t. 10, pp. 326, 327 (ff. 26v-27).
- (66) A. Osuna, O. P., *La Junta de Valladolid de 1550*, *Ciencia tomista*, vol. 133, 2006, pp. 227-228.
- (67) *Obras completas de Fray Bartolomé de Las Casas*, t. 3, pp. 339 (f. 9), 344 (12v).
- (68) *Democrates secundus*, p. 140. 邦訳166頁。
- (69) *Obras completas de Fray Bartolomé de Las Casas*, t. 2, p. 164 (f. 58v).
- (70) *Ibid.*, p. 390 (ff. 154-154v).
- (71) 青野和彦「グアテマラにおける平和的布教観(1536-1538年) —布教方針と『布教論』原則との関連性の考察を中心に—」『キリスト教史学』(第69集), キリスト教史学会, 2015年, 139-141頁参照。
- (72) *Obras completas de Fray Bartolomé de Las Casas*, t. 9, p. 192 (f. 58). またそれは『新世界の民を弁ずる書』第7章の「偶像崇拜は暴力ではなく、神の言葉によって排除されることが望ましい」というラス・カサスの言葉にも如実に示される。*Ibid.*, p. 150 (f. 42).
- (73) *Ibid.*, p. 264 (f. 86v).
- (74) Hanke, op. cit., pp. 93-94.
- (75) *Obras completas de Fray Bartolomé de Las Casas*, t. 9, p. 550 (f. 206v).
- (76) *Ibid.*, t. 10, pp. 35-36 (ff. 5v-6).
- (77) F. Vitoria, *De Indis et De ivre belli relectiones, relectiones theologicae XII*, ed., by E. Nys, New York: William Heln & Co. Inc., 1995, p. 251. なお、次の文献に所収された邦訳も参照した。伊藤不二男『ビトリアの国際法理論』, 有斐閣, 1965年, 257頁。
- (78) Vitoria, op. cit., p. 251. 邦訳, 258頁。
- (79) *Ibid.*, p. 243. 邦訳, 241頁。
- (80) 青野和彦「ラス・カサスの『降伏勧告状』批判—懲罰戦争に対する神学的視座—」『玉川大学リベラルアーツ学部研究紀要』(第13号), 玉川大学リベラルアーツ学部, 2019年, 3頁。
- (81) F. Vitoria, *Vitoria Political Writings*, Cambridge texts in the history of political thoughts, A. Pagden and J. Lawrence, eds., Cambridge: Cambridge University Press, 1991, p. 342.
- (82) Vitoria, *De Indis et De ivre belli relectiones*, pp. 263, 264, 邦訳, 281, 283頁。
- (83) P. C. Delgado, *Los métodos misionales en América. ¿Evangelización pura coacción?*, *Estudios sobre fray Bartolomé de Las Casas*, Sevilla: Publicaciones de la Universidad de Sevilla, 1974, pp. 133-135.
- (84) *Ibid.*, pp. 136-137.
- (85) D. Soto, *Relección De Dominio*, Granada: Universidad de Granada, 1964, p. 164.
- (86) Delgado, op. cit., pp. 127-138.
- (87) *Obras completas de Fray Bartolomé de Las Casas*, t. 9, p. 334 (ff. 115-115v).
- (88) そこにおいてアキナスは「不信仰は信仰へと強制されるべきか」という問題を扱い、異教徒やユダヤ人があからさまな進害などによってキリスト教の信仰を妨げる場合、戦争による信仰の強制が可能になることを論じる。

- (89) Vitoria, op. cit., 267, 邦訳, 289頁。
- (90) 松森奈津子『野蛮から秩序へ—インディアス問題とサラマンカ学派—』, 名古屋大学出版会, 2009年, 129-130頁。
- (91) 同上, 130-131頁。
- (92) *Obras completas de Fray Bartolomé de Las Casas*, t. 9, p. 104 (ff. 22v-23).
- (93) Hanke, *The Spanish struggle for justice on the conquest of America*, Dallas: Southern Methodist University Press, 2002, p. 128.
- (94) Ibid, p. 130.
- (95) F. ビトリア著・佐々木孝訳『人類共通の法を求めて』(アンソロジー新世界の挑戦6), 岩波書店, 1993年, 246-247

頁。

## 謝辞

筆者はリベラルアーツ学部第37回学際研究会(2022年2月16日開催)において「16世紀スペインの中南米征服理論—布教と戦争の併存—」という題名で本稿の一部の内容を発表した。その際、参加の先生方から貴重なご意見を頂いた。ここに謝意を表したい。

(あおの かずひこ)